

除雪作業時の安全管理について

寒さも深まり、本格的に除雪作業が必要な時期になってきました。

さて、福井県内では、例年「フォークリフト」や「トラクター・ショベル（タイヤショベル）」を除雪作業に用いる事業場が多くみられます。

除雪作業時の労働災害を防止するためにも、フォークリフトや重機を扱う際には、特に以下の3点をご確認いただきますようお願いいたします。

1. 有資格者に運転をさせているか

事業場内の除雪作業を行う場合には、事業者（代表取締役を含む役員や工場長、営業所長等）であっても、安衛法に基づく資格が必要となります。

2. 法定点検を実施しているか

年次点検（機械の種類によっては特定自主検査）、月次点検、作業開始前点検が必要となります。また、点検後は記録の作成及び保存が必要となります。

3. 作業計画を策定しているか

作業の安全を図るため、フォークリフトや重機を扱う場合は、事前に作業の方法等について検討し、作業計画を定める必要があります。



安全第一で
お願いします

福井労働局労働基準部監督課
広報キャラクター「ふくろー」

詳細について
裏面を確認！



ひとくらし、あらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

・福井労働局・武生労働基準監督署

1. 有資格者に運転をさせているか（安衛法第59条第3項、安衛法第61条第1項）

最大荷重1トン未満のフォークリフトは「フォークリフト運転特別教育」、最大荷重1トン以上のフォークリフトは「フォークリフト運転技能講習」を修了しないと運転できません。

機体重量3トン未満のトラクター・ショベルは「小型車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転特別教育」、機体重量3トン以上のトラクター・ショベルは「車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習」を修了しないと運転できません。

県内の主な講習会の日程は、

福井労働局HP→



に掲載されていますので、ご確認ください。

※技能講習を受講した場合は、特別教育の上位の資格となるため、特別教育を要する機械の運転も出来ます。

2. 法定点検を実施しているか（安衛法第45条第1項及び第2項）

フォークリフトは車両系荷役運搬機械、トラクター・ショベルは車両系建設機械に当たり、どちらも特定自主検査（年次点検を兼ねる）、月次点検、始業開始前点検が必要です。

このうち、特定自主検査は検査業者に依頼する必要がありますが、月次点検、始業開始前点検は自社で実施できます。ただし、特定自主検査及び月次点検実施後は点検記録を作成し、3年間保存する必要があります。

月次点検の様式は、

（公社）建設荷役車両安全技術協会HP→



に掲載されていますので、ご利用ください。

3. 作業計画を策定しているか（安衛法第20条第1号）

フォークリフトやトラクター・ショベルを用いる作業を安全に行うためには、あらかじめ作業場所や作業に用いる機械等の状況を確認した上で、作業方法を検討し、作業計画を定める必要があります。また、策定した作業計画は、関係労働者に周知し、確実に実行されるものでなければなりません。

作業計画の内容が複雑、関係労働者が多い等、口頭での周知が困難なときは、文書の配付、掲示等により、関係労働者に周知してください。

